

参考資料

土地改良区運営実態アンケート調査結果報告

目次

1	アンケート結果のまとめ	1
1.1	アンケート調査の方法.....	1
1.2	土地改良区の組織.....	1
1.2.1	地区及び組合員	1
1.2.2	使用収益権設定農用地における組合員	1
1.2.3	総 代.....	1
1.2.4	役 員.....	1
1.2.5	職 員.....	2
1.2.6	会議開催状況（調査対象年度の開催状況）	2
1.2.7	会計細則の改正等状況（内部牽制状況）	3
1.3	土地改良区の地区内における事業実施状況.....	3
1.3.1	地区内の土地改良事業の実施状況（維持管理事業は除く）	3
1.3.2	土地改良区の維持管理事業	3
1.4	土地改良区が管理する施設について、今後の対応について.....	4
1.5	土地改良区の収支決算等	4
1.6	組合費の賦課状況.....	5
1.7	用水の重複土地改良区の概要等.....	5
1.8	土地改良施設に係る損害保険	5
1.9	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組状況.....	5
1.10	受益地における耕作放棄地の状況及び土地改良区による取組状況.....	6
1.11	土地改良区間の災害時や緊急時の相互援助について	7
1.12	土地改良区の将来について.....	7
1.13	土地改良区運営における課題	8
1.14	小水力発電等への取組みについて	8

1 アンケート結果のまとめ

1.1 アンケート調査の方法

滋賀県内の土地改良区の運営実態を把握することを目的として、「土地改良区運営実態アンケート」を平成 28 年 7 月、滋賀県内全ての 117 土地改良区に配布し、平成 28 年 8 月に 96 土地改良区から回答を得た。以下にアンケート結果の概要を記載する。

なお、以下に割合を記載するなかで、母数が回答土地改良区数の 96 である場合は、母数を省略する。

1.2 土地改良区の組織

1.2.1 地区及び組合員

- ◆ 回答土地改良区の関係する市町数は、84%が 1 市町である。
- ◆ 一土地改良区あたり地区面積は、県平均は 526ha であった。50ha 未満が 28%を占めている。1000ha 以上も 13%となっている。
- ◆ 組合員数は、100 人未満が 28%、1000 人以上の土地改良区も 22%となっている。
- ◆ 田の 1 区画当たりの平均面積は、10a～30a の区画を平均とする土地改良区が 75%を占めている。1ha 以上の大区画を平均とする土地改良区も 4%となっている。

1.2.2 使用収益権設定農用地における組合員

組合員の分類として、「農用地の所有権者が主」である土地改良区は 67%と 2/3 を占める。

1.2.3 総 代

- ◆ 総代制を採用する土地改良区数は 47、採用しない土地改良区数は 46 となっている。
- ◆ 総代の定数は、40 人未満の土地改良区が約半数を占める。総代のなかに女性を含む土地改良区数は 6 となっている。

1.2.4 役 員

(1) 理事

理事が 5 人の土地改良区は 7%、20 人以上の土地改良区は 14%である。6 人～19 人の土地改良区は 80%と多数を占める。女性理事を含む土地改良区数は 4 にとどまっている。

(2) 監事

監事人数は、3 人～4 人の土地改良区が半数以上を占める。女性が監事を勤める土地改良区数は 1 と少ない。

1.2.5 職 員

(1) 区分別員数

職員がいない土地改良区数は22である。職員がいないか又は職員数が少ない土地改良区では、事務や維持管理に支障をきたすような問題が、今後、発生するおそれがある。職員を事務、技術、換地に区分すると、事務が75%を占める。事務では半数以上の土地改良区が女性を採用している。技術職員を採用する土地改良区は21%で、施設操作員のいる土地改良区は28%である。

(2) 年齢構成

専任職員の年齢構成は、県合計では50歳以上が61%であり、70歳以上も5%となっている。ブロック別では大津支部で60歳以上が73%（8/11）を占めているのが特徴的である。甲賀支部、東近江支部でも60歳以上が40%を超える（甲賀支部10/22、東近江支部44/103）。

(3) 採用

最近5年間の専任職員採用者数は、県合計では60歳以上が40%となっている。大津支部、甲賀支部では、採用率（採用者数／職員数）は低く、しかも比較的高齢者を採用しているが、65歳定年制の導入で再雇用の人材確保も難しくなる。

(4) 兼任

兼任先では、市町、土地改良協議会が比較的多い

(5) 資格取得

資格を取得している職員（専任＋兼任）の延べ人数は77人、1人で複数の資格を取得している人がおり、実人数は73人である。

1.2.6 会議開催状況（調査対象年度の開催状況）

(1) 開催回数

平成27年度の総（代）会開催回数では、1回の土地改良区が76%と大半を占めている。理事会は、3回以上の土地改良区が72%を占め、1回というところも13%となっている。監事会は2回の土地改良区が60%と半数を超えるが、これも1回というところが12%である。

理事会の開催は、少なくとも予算時と決算時の年2回は必要で、「土地改良区組織運営の手引き」には「隔月1回程度の開催が望ましい」と記載（p.18）されている。監事会も「少なくとも毎事業年度2回」と記載（p.21）されており、開催回数の不足している土地改良区がみられる。

(2) 出席率

- ◆ 総会又は総代会の平均出席率では、50%未満とする回答がみられる。これは、委任状を考慮しない計算値と推測されるが、出席率の向上は図るべきである。
- ◆ 理事会の平均出席率では、80%以上の土地改良区が大半を占める。
- ◆ 監事会の平均出席率では、90%以上の土地改良区がほとんどと言える。

1.2.7 会計細則の改正等状況（内部牽制状況）

- ◆ 会計に関わる取り組みとして、国の通知以降、会計細則の改正を行った土地改良区は 19%にとどまっている。
- ◆ 会計担当理事を設置していない土地改良区は 21%であり、内部牽制が十分ではない可能性もある。
- ◆ 会計細則に「手持現金」の規定を設けている土地改良区は 22%と少ない。
- ◆ 複式簿記を導入しているのは今のところ 4 土地改良区である。導入予定は 22%である。

1.3 土地改良区の地区内における事業実施状況

1.3.1 地区内の土地改良事業の実施状況（維持管理事業は除く）

維持管理事業を除く土地改良事業を実施していない土地改良区数は 50 と多い。土地改良事業を実施していない地区では、施設の壊れたところのみの補修に偏り、全体が急に機能不全に陥る可能性があることが懸念される。

1.3.2 土地改良区の維持管理事業

(1) 維持管理施設の種類の種類

維持管理する、ダム、頭首工、機場、樋門、ため池は 734 施設である。水路、農道の合計延長が 50km 以上である土地改良区は 36%、10km 未満の土地改良区は 25%である。

(2) 施設の使用電力量(27 年度)

平成 27 年度に使用した電力量は、約半数（28/59）が 50 千 kWh 未満である。また、7 土地改良区で 2000 千 kWh を超えている。電気料金は、100 万円以上の土地改良区数が回答数の 63%（37/69）である。

(3) 揚水機場における、節電・省エネについて

節電・省エネに取り組んでいないとする回答は 14 と少数である。取り組み方法は、「運転時間の制御」、「自然水（河川水、ため池等）をなるべく多く使用し、ポンプによる水量を減らす」の順に多く、番水制も 12 土地改良区で採用されている。

(4) 施設の維持管理

- ◆ 施設の管理方法では、用水施設、排水施設、農道ともに「すべての施設を本土地改良区が直轄管理」が最も多い。次に多いのは「基幹的施設は本土地改良区が直轄管理し、その他末端施設は下部組織が管理」である。
- ◆ 下部組織については、「集落」とする土地改良区が最も多く約 40 の回答中半数以上を占める。次に「集落以下の地元申し合わせ管理組合」となっている。

(5) 維持管理費の実質負担方法

用水施設、排水施設、農道ともに「すべての施設を土地改良区が負担」が最も多い。次に多いのは「一部は本土地改良区が負担し、一部は下部組織が負担」となっている。市町の関与は、排水施設、農道に多い。

1.4 土地改良区が管理する施設について、今後の対応について

(1) 施設の予防・補修・更新計画の策定について

受益面積が 100ha 以上（分土工に水管理施設が設置してある施設は 20ha 以上）では、これを管理すると考えられる土地改良区の約半数（26/57）で策定済みである。今後策定予定は 10 の土地改良区にとどまる。末端施設を管理すると考えられる土地改良区では、策定済みはほとんどなく（2/79）、今後策定予定も 30%（24/79）にとどまる。

施設の予防・補修・更新計画を策定しない土地改良区が多いことは、今後、施設の健全性を維持していく上で支障になると考えられる。

(2) 更新整備に係る地元負担金

地元負担金の対応予定方法は、「特別賦課金の徴収および補助事業の活用」が最も多く 35%を占める。補助金を活用するケースは、約半数の土地改良区となっている。

(3) 土地改良区が担うべき役割

「用水の安定供給、施設の適正な維持管理」をほとんど（93%）が選んでいる。次に「補助金の確保」、「未賦課金の解消」の順に多い。

(4) 土地改良区が抱える重要な問題

70%の土地改良区が「維持管理能力の低下等」を選択した。「賦課金の未納」、「運営経費の増加」はほぼ同数で約 40%が選択している。「維持管理能力の低下等」は施設の適切な維持管理を継続する上で障害となり、「賦課金の未納」、「運営経費の増加」は、土地改良区の財務管理の将来に問題を来すと考えられる。

(5) 土地改良区運営における将来心配事案

先の「土地改良区が抱える重要な問題」と同様に「維持管理能力の低下」を選択する土地改良区が 63%と多い。

(6) 維持管理計画書の更新

更新の有無については、「改良区を設立したときのまま」が半数弱で、変更されているのは 24%となっている。区画整理事業による土地改良区は、事業完了後に新たな事業に取り組んでいないように思われる。維持管理計画書の更新が必要なケースで更新されていないことは、施設の維持管理の将来を見通す上で支障となる。

1.5 土地改良区の収支決算等

(1) 収支状況

平成 26 年度の収入・支出の合計金額は、10 百万円未満の土地改良区が 42%を占める。1000 百万円以上の土地改良区数は 4 となっている。

(2) 各種積立金残高

備荒、事業費、償還、転用決済、役員退任慰労金、職員退職給与、その他の積立金のなかでは、事業費、転用決済、職員退職給与、その他の積立金を積み立てる土地改良区が比較的多い。

(3) 借入金等償還残高

残高の有無は、国庫事業負担金を有りとする土地改良区数は2と少ない。日本郵政金融公庫、その他の借入金は37土地改良区で残高がある。

(4) 市町の助成状況

平成27年度の助成については、金銭的援助で「有」が「無」を大きく上回り、「有」が64%となっている。事務所貸与、敷地の貸与を受ける土地改良区はともに約1/4である。

専任職員のいない土地改良区への助成については、金銭的援助で「有(12土地改良区)」が「無(9土地改良区)」をやや上回るが、職員援助、事務用機器資材援助、事務所貸与、敷地の貸与では各々「無」が16土地改良区、「有」が1土地改良区のみである。

平成26年度の恒常的経費助成では、維持管理費を受ける土地改良区が最も多い。

1.6 組合費の賦課状況

(1) 賦課基準等

平成27年度の10a当たり経常賦課金は、半数を超える土地改良区で3000円未満となっていた。経常賦課金を徴収していない土地改良区数も3となっている。特別賦課金は40土地改良区で徴収している。このうち半数を超える24土地改良区で10a当たり3000円未満となっている。

(2) 賦課金の徴収状況

平成24年～26年においては、ほとんどの土地改良区で経常賦課金、特別賦課金ともに徴収率は95%以上となっている。

1.7 用水の重複土地改良区の概要等

用水の重複する土地改良区は20%である。重複面積では、500ha以上とする土地改良区数が4となっている。

1.8 土地改良施設に係る損害保険

損害保険に加入している土地改良区は60%を占めた。年間保険料額は、5万円以上の土地改良区が約半数となっている。

1.9 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組状況

(1) 農村まるごと保全向上対策の活動組織把握

状況を把握している土地改良区が76%であるが、状況を把握する土地改良区の増加が期待される。

(2) 農村まるごと保全向上対策の取組面積

状況を把握している73土地改良区内のなかで、受益地域に占める農村まるごと保全向上対策の取組面積の割合は、90%以上とする土地改良区が約半数を占める。

(3) 農村まるごと保全向上対策への関与方法

「全く関与していない」土地改良区が、約半数を占める。関与の内容としては「地区内の活動組織に参加している」とする土地改良区数が最も多く 21 である。事務を受託している土地改良区数も 8 となっている。

(4) 望まれる農村まるごと保全向上対策の実施方法

「現行の地区活動組織による実施方法が望ましい」とする土地改良区が 70%を占める。「土地改良区事業として実施できることが望ましい」とする土地改良区数は 16 となっている。

1.10 受益地における耕作放棄地の状況及び土地改良区による取組状況

(1) 耕作放棄地の情報把握

把握状況は、「すべての情報を把握している（又は、概ね把握している）」とする土地改良区が半数である。15 の土地改良区は「全く把握していない（又は、把握できる体制ではない）」としている。

耕作放棄地は、賦課金の徴収に支障をきたす原因となり、その情報は把握すべきである。

(2) 耕作放棄地が増大した場合の土地改良区の取り組み

情報を把握していると答えた 71 土地改良区のうち「積極的に土地利用調整」、「集落営農を推進」を選択した土地改良区は半数を超えた。28%の土地改良区は「耕作放棄地もなく運営や維持管理業務に支障は生じていない」としている。

(3) 受益地域に占める耕作放棄地の割合

情報を把握していると答えた 71 土地改良区のうち受益地域に占める耕作放棄地の割合は、「1%未満」が 70%を占める。

(4) 農地の保全管理に対する関与の有無

耕作放棄地の発生の未然防止等に対する関与は、「関与していない」が 72%と多い。

耕作放棄地の発生未然防止へ関与する土地改良区が少ないことは、今後の土地改良区の運営に支障となることもある。

(5) 農地の保全管理に対する関与の内容

最も多いのは「土地改良区が積極的に土地利用調整を行い、耕作放棄地の防止を図っている」を選択した土地改良区であり、次は「農家の高齢化、過疎化等に対応した集落営農を推進し農地の保全を図っている」となっている。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた土地改良区の役割

耕作放棄地の発生の未然防止等に関与する 25 土地改良区の中かで、「土地改良区の業務として、主体的に耕作放棄地の再生・利用活動ができるような制度が必要である」とするのが 8 土地改良区、「土地改良区としては、土地改良法の附帯事業の範囲内で可能な耕作放棄地の再生・利用活動に限定すべきである」が 7 土地改良区である。

- (7) 耕作放棄地の解消に向けて土地改良区が活動できる制度
「整地、客土」、「土壌改良」、「有害獣進入防止柵等」が選択されている。

1.11 土地改良区間の災害時や緊急時の相互援助について

(1) 相互援助の必要性

相互援助については、83%の土地改良区が賛同している。「賛同しない理由」としては、土地改良区相互の距離、人材、資材の問題が挙げられている。

施設の維持管理体制の維持・強化に必要な、災害時や緊急事故時の相互援助を難しくする要因がみられる。

(2) 土地改良区の役職員の協力

「体制上協力できない」とする土地改良区数が20(25%)である。他の71%は何らかの形で協力できるとしている。

(3) 配管材料等の有無

災害時や緊急時に使用できる継ぎ手や配管材等は、「ない」が76%を占める。

(4) 緊急時の一時的提供

配管材等がある土地改良区で、緊急時の一時的提供はできない土地改良区数は1である。

(5) 費用負担

「仮に、配管材料等のストックを行うとすれば、その費用負担について協力できるか」の問いでは、「できない」とする土地改良区数は5である。

1.12 土地改良区の将来について

運営基盤の強化を期待して合併や合同事務所への加入を希望する土地改良区数は18であり、これらの土地改良区に対しては、支援が必要と考えられる。また、合併の障害として隣接土地改良区の不在、調整が進まないことが挙げられている。土地改良区同士の意識の違いについても単独の土地改良区では解決が困難と考えられる。

(1) 土地改良区内の将来の組織や運営

「現状維持でいきたい」とする土地改良区が66%と多くを占める。18の土地改良区では合併や合同事務所を希望している。「解散」予定も2土地改良区ある。

(2) 現状維持でいきたいとする理由

75%の土地改良区が「合併しなくても運営できる(理事会、総会も開催できる)」を選択している。24土地改良区は、「合併済み」または「合同事務所加入済み」となっている。

(3) 職員の増員・新規雇用により体制強化を進めたいとする理由

2土地改良区が「すでに合併しているが、職員が不足している」としている。

- (4) 合併を進めたいとする理由
5 土地改良区が「県の統合整備計画に位置付けられている」としている。
- (5) 合同事務所(土地改良協議会含む)により運営基盤を強化したいとする理由
「事務の合理化を図る必要がある」とする土地改良区が多い。
- (6) 統合整備を推進できない(統合整備に至らなかった)理由
「土地改良区同士の意識の違い」が多く選択されている。

1.13 土地改良区運営における課題

(1) 土地改良区の運営の問題

最近5カ年の間に大きな問題となったこと、また、これから問題となるであろうと思われることでは、「施設の管理費、運営費等の恒常的経費の確保が困難である」を選択する土地改良区数が43と最も多い。「特になし」を選択した土地改良区数も20となっている。「土地改良区が行う事業に対して組合員の非協力」、「末端施設の管理が粗放化」、「地区の近隣に居住していない組合員に対する賦課徴収や意思疎通の問題」を選択する土地改良区数が30に近い。

以上より土地改良区の運営の問題を整理すると、以下のように考えられる。

- 施設の管理費、運営費等の恒常的経費の確保が困難
- 近隣に居住していない組合員について、賦課徴収や意思疎通が円滑に行われなくなっている
- 土地改良区が行う事業に対して組合員の協力が得難くなっている
- 末端施設の管理が粗放化してきている

(2) 土地持ち非農家の増加による影響

49%の土地改良区が「土地持ち非農家を組合員にしているが、特に影響はない」としている。影響のあるケースでは「土地持ち非農家の無関心」、「建設的な意見はなく、苦情等が多い」が選択されている。

1.14 小水力発電等への取組みについて

(1) 農業用排水施設を利用した小水力発電事業の考え

65%と多くの土地改良区が「取組むことができる農業用排水施設が見当たらない」としている。「現在取組中」は2土地改良区、「現在検討中」も2土地改良区見られる。

(2) 農業用排水施設を利用した太陽光発電事業の考え

47%と約半数の土地改良区が「適当な現場が見当たらない」としている。「現在取組中」は8土地改良区、「現在検討中」も2土地改良区見られる。

(3) 小水力発電事業(又は太陽光)の取組みでの支障

「取組みを検討中」の4土地改良区での小水力発電事業(又は太陽光)の支障となっていることでは、「複式簿記会計体制の構築」、「水利権に関する調整」は、課題と考えられていない。